

令和8年9月25日

令和8年第3回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	8	国際社会における「法の支配」の堅持のために、国際刑事裁判所（ICC）への 支援を求める意見書の件	3

議会議案第 8 号

国際社会における「法の支配」の堅持のために、国際刑事裁判所（ICC）への支援を求める
意見書の件

国際社会における「法の支配」の堅持のために、国際刑事裁判所（ICC）への支援を求め、本市
議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 8 年 9 月 25 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委 員 長 阪口 芳弘

国際社会における「法の支配」の堅持のために、国際刑事裁判所（ICC）への支援を求める
意見書

国際刑事裁判所（以下、「ICC」という。）は、集団殺害や戦争犯罪などの重大な国際犯罪を裁き、
国際社会における「法の支配」と正義を確立するための常設の国際法廷である。

ICC の赤根智子所長を含む関係者に対し職務の遂行を理由に制裁を科したことは、国際司法機
関の独立性と中立性を根本から揺るがす行為である。司法判断への異論は国際法の手続きに則っ
て主張されるべきであり、司法官個人への制裁によって司法機能を脅かす手法は到底容認できな
い。

国連や欧州諸国をはじめとする国際社会が制裁への反対と ICC への連帯を表明する中、「法の支
配」を掲げる我が国も、不当な圧力に屈せず国際司法の権威を擁護する明確な姿勢を示す必要が
ある。

よって、本市議会は、日本政府に対し下記事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

1. 制裁措置の見直し要求

国際司法機関の独立性と中立性の重要性を踏まえ、米国政府に対し、ICC 関係者に対する制
裁措置の見直しや適切な対応がなされるよう、必要な働きかけを行うこと。

1. ICC への断固たる支持と連帯の表明

諸外国や国際機関と協調し、外部からの圧力に屈することなく、ICC の存続と独立性を擁護
する姿勢を世界に示すこと。

1. ICC に対する支援の継続と強化

国際的な法の支配を堅持するため、ICC に対する財政的・外交的支援を揺るぎなく継続・強
化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

貝 塚 市 議 会